

令和3年7月19日  
アイシン健康保険組合

## 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

平素は、組合運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
今回、厚生労働省保険局からの通知により、夫婦共同扶養の取扱いが下記のとおり変更になりましたのでご連絡致します。

### 記

#### 1. 令和3年4月30日厚労省通知の抜粋

	変更前	変更後
収入	前年分の年間収入	今後1年間の収入
年間収入の差額	同程度の場合、主として生計を維持する者の被扶養者	差額が1割以内である場合は、主として生計を維持する者の被扶養者
適用日	令和3年7月31日まで	令和3年8月1日から

#### 2. 提出書類

配偶者	提出書類
アイシン健保加入	・健康保険被扶養者（異動）届（配偶者以外の家族用） ・世帯全員分の住民票（続柄記載あり、マイナンバー記載なし）
アイシン健保未加入	・健康保険被扶養者（異動）届（配偶者以外の家族用） ・世帯全員分の住民票（続柄記載あり、マイナンバー記載なし） ・配偶者の <u>今後の収入を証明するもの</u> （産休・育休通知など）

以 上